

(別紙2)

通所・介護予防通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所・介護予防通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を計るため提供されます。

介護予防通所リハビリテーションについては、効果的・効率的なサービス提供体制を構築し、目標思考型のサービス提供の徹底を図る。以上どちらについても、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーション基本料

①施設利用料(要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は一日あたりの自己負担分です。)

「通所リハビリテーション費 4時間以上6時間未満」

ア. 要介護1	559円
イ. 要介護2	666円
ウ. 要介護3	772円
エ. 要介護4	878円
オ. 要介護5	984円

規定された単位数とする。但し、利用に当たってはサービス計画書を作成する段階で作成者と相談の上申し込んで下さい。

②加算料

- ア. 入浴加算として、一日につき50円加算されます。
- イ. リハビリテーションマネジメント加算として月4回以上の場合、一月につき230円加算されます。
- ウ. サービス提供体制強化加算として、一日につき18円加算されます。
- エ. 口腔機能向上加算・栄養改善加算として、それぞれ一日につき150円(サービス提供を行った場合)加算されます。
- オ. 介護職員処遇改善加算が3.4%加算されます。

(2) 介護予防通所リハビリテーション基本料

- ①施設利用料(介護予防の観点から積極的な役割が期待される通所系サービスについては、日常生活上の支援などの「共通的服务」と、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上の「選択的サービス」に分け、それぞれについて月単位の定額報酬です。)

◎共通的服务

「介護予防通所リハビリテーション費用」

- ア. 要支援1 1,812円
- イ. 要支援2 3,715円

「サービス提供体制強化加算として」(介護福祉士50%以上配置の場合)

- ア. 要支援1 72円一月につき一回加算されます。
- イ. 要支援2 144円一月につき一回加算されます。

「介護職員処遇改善加算として」3.4%が加算されます。

規定された単位数とする。但し、利用に当たってはサービス計画書を作成する段階で作成者と相談の上申し込んで下さい。

②加算料

◎選択的

- ア. 運動器機能向上加算として、一月につき225円(サービスを行った場合)加算されます。
- イ. 栄養改善加算として、一月につき150円(サービスを行った場合)加算されます。
- ウ. 口腔機能向上加算として、一月につき150円(サービスを行った場合)加算されます。

(3) 介護保険対象以外の利用料

① 食費(昼食代) 600円

② その他 別紙料金表をご覧ください

※ 当日請求書を発行しますのでお支払い下さい。

※ お支払い方法は、現金にてお願い致します。

※ 上記利用料金は、一割負担の場合です。二割負担の利用者様は食費を除き倍額となります。